

委託契約書(案)

1. 委託業務の名称 隠岐病院給食管理業務委託
2. 委託業務の場所 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町 355 番地
隠岐広域連合立隠岐病院内
3. 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から
令和 10 年 3 月 31 日まで (長期継続契約)
4. 業務委託料 年額 金_____円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円)
5. 長期継続契約該当 別記による

上記の委託契約について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書 2 通を作成し、委託者・受託者・代行者記名押印の上、委託者・受託者が各自 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日

委託者 島根県隠岐郡隠岐の島町都万 2016
隠岐広域連合
広域連合長 池田 高世偉

受託者

隠岐広域連合（以下「委託者」という。）と○○○○（以下「受託者」という。）は委託者における隠岐病院給食管理業務委託（以下「本件業務」という。）について次のとおり契約を締結する。

（委託の内容）

第1条

- 1) 委託者は本件業務を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。
- 2) 委託者及び受託者は、相互協力して本契約を履行する。

（委託料及び支払方法）

第2条

- 1) この契約の委託金額は、年度総額金　円とし、内、契約にかかる消費税と地方消費税額は、　円とする。支払方法については、委託金額を12分割し、消費税及び地方消費税を加算した額を受託者に支払うものとする。
- 2) 材料費実費については、委託料と別に支払うものとする。
- 3) 受託者は、毎月末に締切、翌月10日までに委託者に請求するものとし、委託者は受託者の請求を受理した月の20日までに受託者の指定する金融機関口座に支払うものとする。

（業務の実施）

第3条

- 1) 受託者は本件業務に関する広範な知識と経験に基づき、委託者の施設内において本件業務を実施する。
- 2) 業務の実施は、業務委託契約締結後、業務仕様書に基づき実施するものとする。
- 3) 前項の業務仕様書に定めのない細部の事項については、委託者と受託者協議のうえ決定するものとする。

（業務の報告）

第4条

- 1) 受託者が委託者に提供する本件業務の実施の状況について、定期的に受託者は委託者に對して報告を行う。
- 2) 委託者は前項の定期報告以外に、受託者に對して報告を求めることができる。
- 3) 委託者は本件業務が仕様書に適合しないと認めたときは、受託者に對して業務改善の指示を行い、受託者はこれを受けて速やかに改善を実行しなければならない。

（仕様の変更）

第5条

- 1) 委託者が本件業務の仕様の変更を依頼したときは、委託者受託者協議するものとする。
- 2) 受託者が仕様書に定めた機能を下回らない範囲で別のより合理的な仕様又は方式を発見したときは、委託者に仕様の変更その他の処置を申し出るものとする。
- 3) 前項による仕様を変更した場合、開始日、代金、支払方法について、変更の必要性を生じた場合は、委託者受託者協議してこれを定めるものとする。

（権利の譲渡等）

第6条

- 1) 受託者は、本契約にかかる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。但し、あらかじめ委託者の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。
- 2) 受託者は、本契約にかかる義務を第三者に再委託してはならない。但し、あらかじめ委託者の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

（主任者の設置）

第7条

- 1) 受託者は、本件業務が円滑に処理できるよう受託業務に適した者を、適正に従事させなければならない。
- 2) 受託者は、受託業務の指揮監督を行うため、自己の責任において主任者又は、調理責任者を履行場所に常駐させ、その主任者又は、調理責任者は従事者を直接指揮監督し、委託者と

の連絡調整を行うものとする。

(施設の利用)

第8条

受託者は本件業務を行うために必要な、委託者の施設内の設備、電力等を無償にて利用できるものとする。

(資材等の準備)

第9条

受託者が本件業務を行うために必要な機械、器具及び資材、消耗品等は委託者が準備するものとする。

(著作権)

第10条

本契約に基づき受託者が開発し、履行する本件業務に関するマニュアル、サプライ品類（これらの翻訳、改変、改造を含む）に関する著作権は、本件業務において新たに共同開発されるものを除き受託者に帰属するものとする。

(機密の保持)

第11条

委託者受託者両者は、業務の履行にあたり知りえた相手方の機密に属する事項について本契約の有効期間のみならず、その後においてもこれを他に漏洩したり、他の目的に使用しないものとする。

(個人情報保護)

第12条

1) 委託者受託者両者は、本件業務の履行にあたり知りえた個人情報は「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」等を遵守し、情報の漏洩、改ざん、不正利用や許可なく開示し、又は不当な目的に使用してはならない。

2) 受託者及び受託者の従業者は業務の履行にあたり知りえた委託者の患者及び関係者の個人情報は、前1項と同様に適切に取り扱わなければならない。

(契約の解約及び解約金)

第13条

委託者及び受託者は、自己の都合により、本契約の解約又は期間の中途で本契約の一部を解約しようとするときは、解約日の2箇月前までにその旨を書面により相手方に予告することによって解約することができる。

第14条

1) 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず、予告期間を置かないでこの契約を解約することができる。

(1) 本契約の目的を達し難い、受託者として不適当であると認める事実があったとき。

(2) 受託者の責めに帰すべき事由により、契約期間内に本契約の全部又は一部を履行する見込みがないとき。

2) 委託者及び受託者は、その相手方が次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず、予告期間を置かないで本契約を解約することができる。

(1) 本契約に違反したとき。

(2) 差押え、競売、破産、民事再生、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがであったとき、又は清算に入ったとき。

(3) 租税、公課を滞納して督促又は仮差押えをうけたとき。

(4) 支払を停止したとき。

(5) 営業の廃止又は解散の決議をしたとき。

(6) 手形交換所の取引停止処分があったとき。

(7) 経営が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(8) 翌年度以降の委託者の算出予算において、受託者に支払うべき代金のための予算が減額又は削除されたとき。

(損害賠償)

第 15 条

- 1) 前条第 1 項の規定に基づき契約が解約されたときは、受託者は自己の責任の範囲内で委託者が受けた損害を賠償しなければならない。
- 2) 委託者又は受託者は前条第 2 項の規定に基づきこの契約が解約されたときは、解約された者は、その相手方の受けた損害を賠償しなければならない。
- 3) 損害賠償の額は委託料の月額 1 箇月分を下回らないものとする。

(免責事項)

第 16 条

天災地変その他委託者受託者双方の責に帰し得ない事由により、本契約の全部若しくは一部の履行が遅延し、あるいは不能となった場合は、双方とも免責されるものとし、委託者受託者協議の上善後策を講ずるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第 17 条

- 1) 委託者および受託者は、それぞれ相手方に対し、次の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - (2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
 - (6) この契約に関して、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
- 2) 委託者および受託者は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要さずに、本契約を解除することができる。
 - (1) 前項（1）ないし（5）の確約に反することが判明した場合
 - (2) 前項（6）の確約に反する行為をした場合
- 3) 前項の規定により、本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

(裁判管轄)

第 18 条

委託者及び受託者は、紛争が生じたときは、松江地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

(その他)

第 19 条

本契約に関して疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については委託者受託者協議してこれを定めるものとする。

(業務の代行)

第 20 条

受託者は、火災、労働争議、業務停止の事情によりその業務の全部又は一部の遂行が困難となつた場合の保証のため、あらかじめ業務の代行者として公益社団法人日本メディカル給食協会（以下「代行者」という）を指定する。受託者の申出により委託者が委託業務の代行の必要性を認めた場合は、代行者は、受託者に代わって本契約の規定に従い業務を代行しなければならない。但し、この場合であっても、受託者の本契約に基づく義務は免責されない。

長期継続契約に係る特約事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び隠岐広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例による長期継続に該当するときは、下記の特約事項に従うものとする。

記

1. 委託者は翌年度以降における委託者の歳出予算において、既契約済の契約金額について減額または削除されたときは、委託者は契約を変更し、又は解除することができるものとする。
2. 前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、受託者に損害が生じた時は、委託者は受託者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、協議して定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

第1条(基本的事項)

受託者は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの)の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、隠岐広域連合個人情報保護条例(平成17年9月9日条例第17号)その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第2条(秘密の保持)

受託者は当院の指示または承諾がある場合を除き、本委託業務により知り得た情報及個人情報を外部に漏らしたり、本委託業務以外の目的に利用してはならない。本委託業務が終了または解除された後も同様とする。また、受託者の従事者が退職した場合も同様とし、従事者が退職後当該規定に違反した場合の責を免れない。

第3条(収集の制限)

受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公平な手段により行わなければならない。

第4条(適正管理)

受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第5条(利用及び提供の制限)

受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

第6条(複写又は複製の禁止)

受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第7条(再委託の禁止)

受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、委託者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

第8条(資料等の返還等)

受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡され、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9条(従事者への周知)

受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らし、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

第 10 条(実地調査)

委託者は、必要があると認めたときは、受託者が、この契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、隨時実施に調査することができる。

第 11 条(事故報告)

受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

第 12 条(指示)

委託者は、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、業務委託者に対して必要な指示を行うことができる。

第 13 条(契約解除及び損害賠償)

委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

情報セキュリティに関する特記事項

(関係法令等の遵守)

第1条 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法令、隠岐広域連合個人情報保護条例及び隠岐広域連合情報セキュリティポリシー等を遵守しなければならない。

(委託先の責任者等)

第2条 受託者は、本契約において、隠岐病院給食業務委託契約業務を、隠岐病院内で履行するにあたり、責任者を、 と定め、当該業務を担当する。

(秘密の保持)

第3条 受託者は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容（個人情報及びその他の情報をいう、以下同じ。）の一切を他に漏らしてはならない。また、本契約の終了後又は解除後も同様とする。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受託者は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を第三者に提供してはならない。
(指示目的以外の利用の禁止)

第5条 受託者は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第6条 受託者は、本契約に関する事故が生じたときは、速やかにその旨書面により提出しなければならない。

(再委託の禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者に書面により申請し、承認された場合を除き、受託業務の処理を第三者に委託してはならない。また、委託者に承認された後変更が生じた場合は、速やかに再申請しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8条 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、業務内容を複写又は複製してはならない。

(情報の管理義務及び返還義務)

第9条 受託者は、次項の体制等により、契約の履行にあたり使用する委託者の情報資産を善良な管理者の注意をもって管理し、漏えい・流出及び滅失・き損等の事故を防止しなければならない。

2 受託者は、情報システムに係る情報資産を損傷し、又は滅失することのないよう、当該情報資産の安全な管理に努めるため、業務を実施するために使用する施設設備の保安体制を確保するものとする。

3 受託者は、本契約の終了後又は解除後及び受託業務の履行中であっても、委託者の請求があつたときは、委託者の資料等を委託者の指示に従い直ちに返還しなければならない。

4 受託者は、本契約の終了後又は解除後、委託者に返還又は納入する物もしくは特に保管を要する物を除き、受託業務の実施にあたり作成した情報の一切を抹消、焼却、切断、溶解その他の方法により復元不可能な状態にして消去もしくは廃棄するものとする。

(立ち入り調査)

第10条 委託者は、本契約の適正な履行を確認するために必要があると認めるときは、委託者が自ら行うか指定する者に行わせるかにかかわらず、受託者及び受託者の再委託先に対して立入調査を実施することができる。

(監査への協力)

第11条 受託者は、前項の調査のほか、委託者が受ける監査に協力を求められたときは、速やかに協力しなければならない。

(作業証跡)

第12条 受託者は、本契約の履行にあたり作業証跡を記録し、委託者の請求があつたときは、作業証跡を提出しなければならない。

(保証)

第13条 受託者は、本契約の履行内容及び履行方法について、第三者の著作権、肖像権その他いか

なる権利も侵害するものではなく合法的なものであることを保証する。

(成果（物）に関する所有権、知的財産権の帰属)

第14条 本契約の成果（物）に関する帰属、取扱いについては次号のとおりとする。ただし、受託者が書面により申請し、委託者が承認したものについては、この限りではない。

(1) 引き渡しを完了した成果物の所有権、知的財産権その他の一切の権利は、すべて委託者に帰属するものとする。

(2) 委託者は、成果物（受託者が権利を留保したものを含む。）を委託者の名において自由に使用し、公表することができる。

(対応マニュアルの作成)

第15条 受託者は、情報の漏えい・流出及び滅失・き損等の事故が発生した場合の対応マニュアル及び履行体制図を作成し、委託者に提出しなければならない。また、委託者に提出後変更が生じた場合は、速やかに再提出しなければならない。

(情報の取扱いに関する教育の履行)

第16条 受託者は、本契約を履行するにあたり、情報を取り扱う従事者に対してセキュリティ教育を実施しなければならない。

(情報セキュリティ対策実施状況の報告)

第17条 受託者は、委託者の請求があったときは、本契約に係る情報セキュリティ対策の実施状況について、書面により提出しなければならない。

(守秘義務違反等の場合の措置)

第18条 委託者は、受託者に守秘義務その他契約に違反する行為があったときは、法令及び契約条項に定める措置（告発、損害賠償等）を行うことができる。

令和 8年 4月 1日

委託者 島根県隠岐郡隠岐の島町都万 2016

隠岐広域連合

広域連合長 池田 高世偉

受託者